



あけと和枝

—市議会報告—

市民要求実現の先頭に

市会議員 あけと和枝

公約実現のため、ねばり強く取り組んだ「住宅リフォーム事業」が昨年実現し、多くの市民や業者から喜ばれています。このリフォーム事業は、要望が強いことから、来年度も実施予定ですので、力を入れていきます。

また、昨年7月市が新設した債権管理課による市税や保険料等の強制的な取り立てなどもありましたが、市民いじめの問題も山積しています。国の悪政から市民の暮らしを守る「防波堤」の役割がますます求められています。

ことになりました。ただし、基準額が限度額となつていきます。平成24年度の除雪計画路線延長では、西区の車道除雪は、市道は14.7キロメートル増の581.9キロメートル。歩道除雪延長は、市道が前年度比11.1キロメートル増の25.4キロメートルとなりました。

市道除雪が一部改善

大雪は雪害、市の責任で排除すべき

雪の降る季節になり、除雪は大丈夫かと心配している方も多いかと思えます。

「除雪は市の責任でやってほしい」と西区の自治会長をはじめ住民から強い要望があがっています。

その声を受け、私は昨年2月議会で「大雪は雪害という認識をもち、市民の安心・安全のため、行政は万全の対策を取ること」「旧新潟市の地域は、市道であっても自治会負担がある。市の責任で除雪するのが当然」

「歩道除雪は特に子どもたちの通学路確保からも優先的に実施すること」など、一般質問で取り上げました。

ようやく市は、旧市域と合併地域での違いを解消することにしました。

いままです市道であっても、道路幅が5m以上でない市道は除雪していませんでしたが、道路幅がそれ以下であっても、今冬から、自治会が市道除雪する場合、1回目から基準額の全額を市が助成する

その他にも、機械を市が貸し出し、地域の登録団体に歩道除雪を行ってもらおうとコミュニケーション除雪がありますが、西区では新規にモデル事業として、幅員4メートル以上の私道等にも対象を拡大することや、弱者支援のため、玄関先の除雪も対象とします。(ただし、登録団体がいない地域はやっておりません)

今後とも、みなさんの声が活きる市政のために尽力したいと思えます。お気軽に声をかけてください。

あけと和枝

くらしの何でも相談所

あけと事務所(月～金)
午前9時から12時まで
電話 264-5820

明戸の携帯電話
090-8021-9844